

チェコスロバキア家族法(1963)及び附属政令(1964年)少年の監護に関する国民委員会の課題 (仮訳)

井上, 祐司
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1530>

出版情報 : 法政研究. 33 (2), pp.99-123, 1966-12-25. 九州大学法政学会
バージョン :
権利関係 :

チェコスロバキア家族法（一九六三年）及び附属政令（一九六四年）少年の監護に関する国民委員会の課題（仮訳）

井 上 祐 司

筆者は、昨年夏青山道夫教授、経済学部高木幸二郎教授の御尽力によってチェコスロバキアのプラハを訪問する機会を得、約二カ月プラハにて勉強することができた。また、丁度ストックホルムの第三回犯罪予防と犯罪者処遇国際会議にも幾日間か参加することができた。健康その他の事情のため思う程の仕事ができず、諸方面の御好意にむくいうる旅行とならなかつたことを遺憾に思っている。

家族法についての門外漢である筆者がこういう基礎法典の訳を發表することは甚だ僭越であるのであるが、敢てそうしたのことは次のことからである。私は特に附属政令が少年非行の問題と関係して重要な意味をもつ法令であ

らと思われるので最初はこの部分だけと思って稿にかかった。けれども、この附属法令は家族法と密接に関連しているので、刑事学の分野から少年問題に関して利用する限度では家族法典の訳もあつた方が便利であろうとの井上正治教授の勧めもあり、思い切って両方を發表することにした。殊に第二部第二章の諸規定（第四十一条以下）は、社会主義の新しい段階における家族関係の位置を如実に示しており、少年問題の上から注目し値すると思われる。チェコ語じしんについても甚だ不十分な知識しかないもので、何れ法令の定訳としてはできるだけ早い機会に補正もしたいし、また、家族法の専門の方からの翻訳が一日も早く出ることを期待している。家族法典に

ついでに改正前のもについて既に本学助手浦本寛雄氏のフランス語訳からの完訳がある(法政研究三一巻)五・六号合併号。是非合わせて御参考になるように希望したい。法令のテキストは共に、Rodinné Právo (1965) (ウラジミール・フレール博士、ヨゼフ・グロース、オルガ・プランコワ、センタ・ラドワソワ、ミラン・シラー共著家族法)の末尾に登載されたものを利用した。条文のあとの*印にあげられた参照条文も著者らのものである。本訳はプラハ滞在中お世話になったカレル大学哲学部日本語科の若き教授イルジー・イエリーネク氏と共に行ったものである(勿論文責は私にある)。二人で勉強している部屋に令夫人イエリソワ氏が親しみをこめた笑顔で折々運んでくれる紅茶にしばし疲れをいやして共に閑談した楽しいひと時が温かく思い浮んでくる。ここに両氏の御厚情に対して深い感謝の気持を申しのべたい。

家族についての法律

一九六三年一月四日 法第九四号

チエコスロバキアにおける社会主義の建設は、わが国の市民の家族生活、個人生活の各方面にも顕著に現れるようになった。わが社会は、家族や婚姻生活や子の教育のあらゆる関係の基礎に社会主義道徳がおかれるように、全力を尽している。婚姻、母たること、家族の保護とすべての子の利益の保護、および多数の子をもつ家庭にたいするより強い配慮が全社会をあげて実現されている。

これらの諸原則が共和国の法典として認証されるため、チエコスロバキア社会主義共和国国民議会は次の家族についての法律を制定した。

前文 新しい家族法の意義と使命についての政治的、法的規定、及びそれと同時にその解決のための重要な規則

* 憲法二六節、本法一、二、四節、政令国民委の課題(以後政令と略す) 一、二、四節、一九五九年法第一六号の条文における一九五六年法第五四号、一九六四年法一〇三号、アパートについての経済に関する法律一条。

基本諸原則

第一節 わが社会における婚姻関係は男女の間の堅い愛情関係に基く。婚姻関係において男女は平等である。婚姻の主な社会的課題は家族を創立し、子を正しく教育することである。

* 憲法二六、二七節、本法一、一八、二三条。

第二節 婚姻によつて創立された家族は、わが社会の基本的単位であり、わが社会は家族的関係をそういう意味で全面的に保護するものである。

* 憲法二六節、本法一九、二〇条、刑法二一八条以下。

第三節 母たることは婦人のもつとも光榮ある使命である。社会は、母たることを保護するだけでなく、あらゆる配慮、とくに母と子に対する物質的扶助と子供の教育についての援助を行う。

* 憲法二六節、本法九五条、母性光榮章についての一九五七年法一三号、妊婦と母親についての配慮を向上させための法、一九六四年法五八号。

第四節 親はその子の精的、身体的な全面的發展、とくにその正しい教育を、家族と社会の調和が強められてゆくように行ふことについて、社会に対して責任をおう。

* 本法三三、六三、八〇条、政令、国民委の課題二、三条。

第五節 社会は子の教育とその物質的文化的必要の満足をはかり、そのための配慮を行い、又、国家机关、社会团体、学校、文化啓蒙保健諸施設を通じて、子を保護する。

* 憲法二四、二六節、政令国民委の課題、一条以下、国民委員会法、学校法（一九六〇年法一八六号）、見習法（一九五八年法八九号）、一九六四年法一〇一号、一九六四年法一〇三号。

第六節 すべての家族構成員は、相互に援助しあい、各人の能力と可能性に応じて、家族の物質的、文化的水準を向上させるように図る義務をおう。

* 本法一八、三五、八五―九一、九六条。

第七節 前述の基本原則の精神において本法の諸規定を適用し、それに規定された権利と義務を履行しなければならぬ。

* 憲法八九節、一一一節二項。

第一部 婚姻

第一章 婚姻の成立

第一条 婚姻は、調和のある、ゆるぎのない、不断の生活上の配偶を創造しようという男女の自発的決心に基いて結ばれる。

* 本法一節、一八条、二三条。

第二条 婚姻を互に結びあおうとする両者は、その社会的目的を達することのできるような婚姻を結ぶため、予め、お互の性格と健康状態を互に知つておくべきである。

* 本法一節、二節。

第三条 婚姻は、公開でおごそかな方式により、二人の証人の出席のもとで、婚姻を結ぶという男女の一致した宣言を国家机关の前で行ふことによつて結ばれる。

第四条 (1) 婚姻の成立についての宣言は、何れか一人の住居がおかれているところの戸籍簿を管理する任務をもつ地区国

民委員会の前で男女が行うものとする。

(2) 重大な理由がある場合には、地区国民委員会は、戸籍簿を管理する任務をもつ他の国民委員会の前で、又は、あらゆる適当な場所で婚姻が成立することを許すことができる。

(3) 婚姻を結ぼうとする者の生命が直接に危機に瀕した場合には婚姻はいかなる地区委員会によつても成立せしめられない。

* 戸籍簿に関する一九四九年法第二六八号、国民委員会に関する一九六〇年法第六五（以後国委法と略す）、国民委員会の権限と責任の拡大とその諸機関の活動の整理に関する政令一九六〇年法第七一号一二条三項。

第五条 チェコスバキアの国籍をもつものは、外国において、そのために任命されたチェコスロバキア社会主義共和国の機関の前でも婚姻を結ぶことができる。

* 国際私法手続法に関する一九六三年法九七号二〇条。

第六条 (1) 婚姻を結ぼうとする市民は規定された書類を提出し、および、婚姻の成立をさまたげる条件が彼らに存しないこと、および、健康状態を知つていることを宣言する義務がある。

(2) 再婚をしたい人は、さきの婚姻が消滅したと、あるいは無効と宣言されたことを証明する義務がある。

(3) その面前で婚姻が結ばれるところの国民委員会は、もし規定された書類を手に入れることが克服し難い障害に面し

ている場合には、その提出を免除することができる。

* 第一項につき本法一三条一項一九五九年法一八二号布告五〇条、内務省命令一九四九年法一七一号三条、二項につき本法一一条一七条、二三条一五五条。

第七条 婚姻の締結を欲している者の生命が直接危機に瀕した場合は通常の婚姻の成立に必要な書類の提出は必要でない。しかし、この場合でも両当事者は婚姻の成立をさまたげるような条件がないことを宣言せねばならない。

第八条 (1) 両当事者は婚姻を結ぶに当り、一人の氏を共通の氏とするか或は、共に今迄の氏を維持するかについて婚姻を届けでている国民委員会に宣明しなければならない。

(2) もしお互に従来の氏を維持する場合には、どちらの氏が彼らの共通の子の氏になるかを決めなければならない。

* 第一項につき本法二九条、姓名の応用と変更に関する一九五〇年法第五五号、第二項につき本法三八条、三九条、一九四九年法第二六八号一三条以下。

第九条 重大な理由がある場合には、郡国民委員会は、婚姻に入るとする市民の宣言が当該市民の代理人によつてなされることを許すことができる。委任は文書によらねばならない。その文書に婚姻を結ぼうとする相手当事者が正確に表示されない限り婚姻は成立しない。

* 民法二二一三四条、三一―三三条。

第十条 婚姻が成立するまでは宗教的な婚姻の儀式は許されない。

第二章 婚姻の成立を妨げる情況

第十一条 (1)婚姻は既婚の男子又は既婚の女子を相手とするとはできない。婚姻の不成立は裁判所により申立がなくとも宣告されうる。

(2)さきの婚姻が消滅し又は無効と宣告されたときは、当該婚姻は成立し、不成立とはならない。

* 本法一七条。

第十二条 婚姻は直系血族の間、又兄弟の間では結ぶことができない。養子関係に基く親子関係についても、養子関係が継続している限り、同様である。さきの婚姻が消滅し又は無効と宣告されたときから、その婚姻は無効になる。

* 本法一七、六三条、民法一一七条。

第十三条 (1)未成年者は婚姻を結ぶことができない。裁判所は重大な事由があつて十六才を越えた未成年者にたいしてその婚姻の成立が例外的に婚姻の社会的目的と一致する場合に限り之を許可することができる。この許可がない限り婚姻は無効であつて、裁判所は申立がなくともその無効を宣告せねばならない。

(2)婚姻を結んだとき未成年者であつた夫が既に十八才を越えた場合、又は妻が既に妊娠した場合には、婚姻無効の宣告はされず、当該婚姻は有効となる。

(3)十六才未満の未成年については婚姻は成立しない。

* 本法十七条、民法八条九条、民訴八〇条a号。

第十四条 (1)法律行為に関して能力の制限をもたらずような精神病にかかつている者は婚姻を結ぶことができない。裁判所はもし本人の健康状態が婚姻の社会的目的と一致する場合には、当該婚姻を許すことができる。

(2)上述の精神病にかかつている当事者が裁判所の許可なしで婚姻を結んだ場合には裁判所は何れかの配偶者の申立により当該婚姻の無効を宣告する。しかし、その健康状態が婚姻の社会的目的と一致できるものとなつたときは、無効の宣告は行なわれず婚姻は成立する。

* 本法十七条、民法十條。

第十五条 (1)婚姻が消滅した場合、無効と宣告されえない。

(2)既婚者の男子や既婚者の女子、または直系血族の間、又は兄弟の間に婚姻が結ばれた場合には、婚姻消滅後であってもなお無効と宣告されうる。同様のことは養子による親子関係にある者の間に結ばれた婚姻についても妥当する。

* 本法十七、二二、二四、六三、七三条。

第十六条 (1)若し何れかの配偶者の申立により婚姻を無効と宣告する訴訟が開始されたときは他方の配偶者の死亡後であつても、裁判所は婚姻を無効と宣告することができる。

(2)婚姻無効の宣告の申立を提出した配偶者が死亡した場合において死亡後一年以内にその直系卑属が要求する限り、

裁判所は婚姻を無効と宣告することができる。

* 本法十七条、民法七条二項、民事訴訟法一〇七条。

第十七条 (1)無効と宣告された婚姻は成立しなかつたものときされる。

(2)婚姻が無効と宣告された後の両配偶者の共通の子に対する権利と義務、互の財産関係については、離婚した夫婦の共通の子に対する権利と義務、互の財産関係に関する諸規定を類推適用する。

* 本法二六、二七条、民法一四八、一七七条、二一五条。

第三章 夫婦間の関係

第十八条 男女は婚姻において平等な権利と義務をもつ。共同に生活し、互に誠実を尽し、互に助け合い、健全な家族の環境をつくる義務をおう。

* 憲法二十節三項、二七節、本法一節、二一、三四、三七、二九一条二項。

第十九条 婚姻により創立された家族の必要を充足することは両配偶者の能力と可能性の範囲で夫々の義務とされねばならない。家族の必要を充足することには、子供への配慮や共通の家事の意味をも含むものとする。

* 本法八五、九一条、民法一一五条。

第二十条 (1)家族に関する問題については夫婦が共通に決定する。根本的な問題について意見が一致しないときは一方の申立により裁判所が決定する。

(2)職務の執行や職業的活動に関しては一方の配偶者は片方の配偶者の賛成を必要としない。

* 本法四九条。

第二十一条 (1)何れの配偶者も日常的事務に関しては他方配偶者を代表する権利をもつ。

(2)家族の日常的な事務の処理における一方の配偶者の行為は双方の配偶者を共通に不可分的に拘束する。

(3)前項については、もし一方配偶者が第三者に対するその効果を個別的に除外し又当該第三者もそのことを了知した場合には、この限りでない。

* 本法二二―二五条、民法七四条。

第四章 配偶者の死亡及び失踪宣告による婚姻の消滅
第二十二条 (1)婚姻は配偶者の一方の死亡および失踪宣告によつて消滅する。配偶者が失踪宣告をうけた時は、当該宣告が有効となつた日から婚姻は消滅するものとする。

(2)失踪宣告が取消された場合において、それ以前に他方配偶者が新しい婚姻を結んでいるときはかつて消滅した婚姻が再生することはない。

* 民法七条、民訴一九五条以下。

第五章 離婚

第二十三条 (1)国家机关は社会团体およびすべての市民と協力して婚姻と家族の強化につとめなければならない。特に婚姻や家族の諸関係の堅固さと持続とを害するような原因を

排除するために協力しなければならない。

(2) 婚姻にたいする軽率な態度は社会の利益に反する。従つて、社会的理由のある場合においてのみ離婚による婚姻解消の手段をとりうる。

* 憲法二六節、本法一節、一、十八、二五条。

第二十四条 婚姻がその社会的目的を果しえない程配偶者の関係が重大に破壊されている場合には、一方配偶者の申立により裁判所は離婚させることができる。離婚を決定するに当つては、裁判所は特に未成年者の子の利益を考慮に入れなければならない。

* 本法一節、二六、八五条。

第二十五条 裁判所は婚姻の破壊を齎した原因を確かめなければならない。それを顕出して判決理由の中にあげなければならない。

* 民訴二一〇、一三二、一三三、一五七条二項。

第二十六条 (1) 未成年者の子のある親について離婚判決をするに当つては、裁判所は、その判決の中に離婚後の両配偶者の子に対する権利と義務を規定し、特に、子を誰の養育にまかせるか、各配偶者においてその養育料を如何に負担するかにつき、規定するものとする。

(2) 前項の親の子に対する権利と義務の規定についての判決は、両配偶者間の協定によつて代えられる。但しその協定は裁判所の同意により始めて有効となる。

(3) 親の権利と義務を決定する場合、および両者の協定について判定をする場合に、裁判所は必ず、子が正しい認識をもつ市民にうまく成長してゆける最適の条件が保障されるように配慮せねばならない。

* 本法二八、三一、三三、八一、八五、九六、民訴一一三、一六三(2)、一七六条以下、政令六条(4)。

第二十七条 (1) 親の子との面接に関する協定は、裁判所の同意を要しない。

(2) 子の教育上親の子との面接を制限する必要がある場合には、裁判所が之を制限する。

(3) 子の健康上必要があるときは、裁判所は親の子との面接を制限し又は禁止する。

* 本法二〇条、民訴六七、六九、一七六条以下。

第二十八条 事情の変更があつたときは裁判所は申立がなくとも親の権利と義務の規定、又はそれについての協定を改めることができる。

* 本法九九条、民訴一六三条二項、政令一二条。

第二十九条 他方配偶者の氏を名のつていた配偶者は離婚が判決された法的に有効となつた時から一ヶ月の間に戸籍簿を管理する国民委員会に通告してかつての氏に復することができる。

* 一九五〇年法五五号、一九四九年法二六八号十三条以下。

第二部 親と子の関係

第一章 子の養育

第三十条 子の養育は親と国家と社会団体、殊にチエコスロバキア青年団とそのパヨニール少年団が不可分の統一をなして保障するものとする。

* 憲法二四節二項、二六節三項、本法一、五節、六三、七八、八一条、学校法、見習法。

第三十一条 (1)子の主要な教育的課題は次の点にある。即ち、子の感情的、理性的、道德的發展に対して、社会主義社会の道德諸原理の精神にそつた影響を及ぼすことである。
(2)教育は、子が益々広汎で深い文化を身につけ、労働に対する責任深い態度を学び、その意識と行動の中に愛国心、諸国民間の友情、社会主義財産の保護、全体利益に個人利益を従属させること、社会主義的共同生活の諸規則の自発的意識的保持、他人の尊敬、個人的謙讓、誠実、犠牲的精神などのような道德諸原理がみたされるように、遂行されねばならない。

* 憲法三四節以下、本法二六(3)、八一(1)、九六条。

親と子の権利と義務

第三十二条 (1)子の教育については親が決定的な役割を果す。

(2)親はその個人生活、行動、社会に対する態度によつて、その子に対して模範たるべきである。

* 本法四節、三〇(1)、四一、六三、七二、七三(3)、七八

条。

第三十二条 (1)親は、その子の全面的發展について社会に対して責任をもち、その教育を絶えず一貫して、その扶養を図り、その行動を健全な意識的市民になるように方向づけねばならない。

(2)子の親ではなくとも子と同じ家庭に共に生活している配偶者も、子の教育について協力する義務をもつ。

* 本法四節、六三、七八、民法一一五条、刑法二一五、二一七条。

第三十四条 (1)親の権利と義務につき、親は双方とも共通してもつものとする。

(2)親の権利は、完全な範囲における法律行為の能力をもたない配偶者には存しない。

* 民法八条、十条。

第三十五条 親と同じ家庭で生活している子は、自らの能力に応じて、両親を助ける義務をおう。自ら労働して収入を得ているときは、家族の共通の必要についての支払を分担する義務がある。

* 本法六節、八七条、一九五〇年民法一二条二項(現行民法五〇九条一項参照)。

第三十六条 親は自己の未成年者の子を代理し、その事務を管理する権利と義務をもつ。

* 民法一〇四条、二二条以下。

第三十七条

(1) 子は、完全な範囲において法律行為の能力をもち、その親としての権利を排除されていない、どちら側の親によつても代理されうる。

(2) 親と子との利益の衝突、或は子の間の利益の衝突になりうるような法律行為については何れの親も子供を代理できない。

(3) もし子が何れの親によつても代理されない場合には、裁判所が子供の後見人を決定する。

* 憲法二〇(3)、二七節、本法一節、一八、三四条一項。

第三十八条

(1) 子は両の共通の姓或は婚姻が成立した際の協定による片方の親の姓をうける。

(2) この規定が適用できず、親が異つた姓をもつ場合には、親は子の氏について協定し、戸籍簿管理の任務をもつ国民委員会に通知する。

(3) 親が子の名又は姓について協定に達しえないか、又はどちらの親も不明な場合は、裁判所によつて決定される。

* 本法八条二項、一九五〇年法第五号三、四条、戸籍簿に関する一九四九年法二六八号一三条以下。

第三十九条

(1) 親がその子の出生以後婚姻を結んだ場合、その子は当該親の他の子のために決定された姓をうける。

(2) もし、父の不明な子をもつ母が婚姻を結ぶ場合、夫婦は一致して、戸籍簿管理の任務をもつ国民委員会の前で彼ら他の子のために決定された姓がこの子にもうけられるよ

うに通知することができる。

* 本法八条二項。

第四十条

子が成年者となるときは、前条の規定により、子の姓を変へることはできない。

* 民法八条、姓名の応用に関する一九五〇年法五五号二条、戸籍簿に関する一九四九年法二六八号二〇条。

第二章 親の権利と義務の遂行における社会の参加

第四十一条

(1) 社会が発展するにつれ、生長期の世代の教育にたいする社会の影響力も上昇してゆく。

(2) もし両親の権利と義務の正当な遂行上必要があるときは、両親何れも、学校、国民委員会、裁判所、その他の国家機関、社会団体の援助を要求する権利をもつ。

* 憲法二四節、学校法、見習法、国民委員会に関する法律、政令三条以下。

第四十二条

(1) 子の正しい教育に社会は利益をもつので、市民又は社会団体は、親に対してその子の有害な行動を告知する権利をもつ。こういう子及び両親の権利と義務の重大な違反を、市民又は社会団体は、国民委員会、裁判所又はその他の国家機関に告知しうるし、当該機関はその告知によつて適当な処置をとる義務をおう。

(2) 両親の権利を制限するような処置は裁判所のみとることができる。

* 一項につき憲法四条、三四、三八節、裁判所構成法、国

民委員会に関する法律、二項につき本法四四―四六、政令一三条、一四條。

第四十三条 (1) 国民委員会は、親と国家と社会団体の協力のもとで、自らの地区における、未成年の子の教育や養育やその全的發展に都合のよい条件をつくり、未成年者の利益を保護する。

(2) もし子の正しい教育に対する社会の利益からして必要がある場合には、国民委員会は次の処置をとることができる。

(a) 未成年者、又は未成年者の正しい教育を侵害する親や市民に対して觀察処分をとるか、又は社会団体が当該処分を行うよう要求する。

(b) 未成年者の後見を決定し、国家や社会団体の協力のもとで住居地又は職場において後見を執行する。

(c) 未成年者の教育にとつて有害な影響を除外するような制限、特に、未成年者の人格にとり不適當な企業や遊戯場への立入りの制限を課する。

(3) 前項の諸処置は裁判所もこれをなすことができるが、国民委員会によつてなされる場合は裁判所の許可を要しない。当該処置を変更し又は取消すことはそれをなした機関しかすることができない。

* 憲法八七法国民委員会に関する法律政令一九六〇年条第七一号政令七條。

第四十四条 (1) もし親の権利と義務の遂行が重大な障害に面し

たとき、子の正しい教育に対する社会の利益がこれを要求する限り、裁判所は親の権利を制限することができる。

(2) もし親がその権利と義務を正しく遂行しないとき子の正しい教育に対する社会の利益がこれを要求する限り、裁判所は親の権利を制限する。

(3) もし親がその権利を濫用し又はその義務を重大に懈怠するとき裁判所は親の権利を排除する。

* 本法二八、四二(2)、四六條。

第四十五条 (1) 子の利益が要求する限り、裁判所はその子を親以外の市民の教育に任せることができる。当該市民はその子の正しい教育をする保障となるものを提出しなければならぬ。その際、裁判所は当該市民の子に対する権利と義務の範囲を決定する。

(2) 子の教育が重大に侵害され、他の教育的措置が反省の結果を齊らさない場合には、裁判所は、施設による教育を命ずることができる。重大な理由があるときは、裁判所は本人が成年者となつたときから最大一年以内において、施設による教育を延長することができる。

* 本法二六(3)、四二(2)、四六條、政令一四條。

第四十六条 急を要するときは、国民委員会は、裁判所によつてのみなされる処置をも予め執る義務がある。このときは遅滞なく裁判所に報告し、裁判所は事後決定をする。

* 本法四二(2)、四四、四五條、政令一四條。

第四十七条 国民委員会と裁判所はそれぞれ自らの課した教育的処分を一貫して検査し、その有効性を評価する。

* 政令八条。

第四十八条 国民委員会又は裁判所により未成年者の利益の保護をまかされた市民は、未成年者をその住居に訪問し、住居、学校、職場において当該未成年者に対する配慮を確かめ、教育上の状況を検査する権利をもつ。国家機関、社会団体、親は、当該市民のこの行動について全面的に支持するものとする。

* 憲法三一節、本法四五条一項、政令一七、一八条。

第四十九条 親の権利と義務の遂行について、親が重大な問題において一致できないときは、裁判所がこれを決める。

* 本法二〇、三四条一項。

第五十条 (1) 未成年者の子と親が共に生活していない場合、裁判所は申立がなくともその権利と義務を調整し、とくに子が誰の教育に依嘱されるか、親の各々がその扶養にいかに関与すべきかを決定する。

(2) 二六条ないし二八条の規定は本条に準用される。

* 本法一八、二六―二八、八五、九六、九九条。

第三章 父性の決定

第五十一条 (1) 婚姻が結ばれ、それが消滅してから又は無効と宣告されてから三百日目までに生れた子は、その母親の配偶者を父とする。

(2) 再婚した女性の場合には、その生れた子が前の婚姻が消滅してから又は無効と宣告されてから三百日目にならない間でも現配偶者を父とする。

(3) 父性決定の時の時日の計算においては、死者と布告された者の婚姻は、死者の布告の中で死者の亡日とされた日から消滅したものとする。

* 本法一〇四条、民法七条二項、一二二条。

第五十二条 (1) それ以外の場合において、親の一致した宣言により父性を決定された男性を父とする。

(2) 両親の一致した宣言は、戸籍簿管理の任務をもつ国民委員会又は裁判所の前で行なわれなければならない。

(3) 母親が精神異状のため自らの行動の意味を評価できない場合、又は母親の宣言をうることが克服し難い障害に面している場合母親の宣言を要しない。

* 本法四条、民法一〇条。

第五十三条 両親の一致した宣言により、既に受妊しまだ生れていない子の父性を決定することができる。

* 民法七条一項。

第五十四条 (1) 両親の一致した宣言による父性の決定が行なわれない場合、子も母親も裁判所に父性の決定を申立てることが出来る。

(2) 子が生れた日まで最小一八〇日間、最大三〇〇日間の間にその子の母親と性交を行った男性を、重要な条件が本人

の父性を排斥しない限り、父とする。

* 本法一〇四条、民法一二二条、民事訴七三、一一三条、政令一二条。

第五十五条 もし父と思われる者が生存していない場合、裁判所によつて決定された後見人に対して父性の決定の申立が提出される。

* 民法二九条、民事訴一九二条。

第五十六条 もし申立てた者が訴訟中死亡したときは、申立権をもつ他の法人が当該訴訟を継承する。子が死亡してから六カ月以内であれば、申立てた者の直系卑属も、もし父性決定に対しての自らの法律上の利害を証明すれば、父性決定の申立をなすことが出来る。

* 民事訴八〇条(a)、一九条、一〇七条。

第五十七条 (1) 夫はその妻が子を生んだことを知った日から六カ月以内に自分がその父であることを裁判所にたいして否認することができる。

(2) もし夫が法律行為能力を喪失し、しかもその事情が前項の否認期間の経過以前に生じたとき、妻は、夫の後見人により子の出産について知られた日から六ヶ月以内に、或は既に以前から子の出産について知られていた場合は後見人に委嘱されてから六ヶ月以内に、夫の父性を否認できる。

* 本法一〇四条、民法一〇、二九、一二二、民事訴一九二条。

第五十八条 (1) もし子が婚姻が結ばれて一八〇日目と、婚姻の

消滅した日又は無効とされた日から三〇〇日目の前の間に生れた場合、父性の否認は母の夫が父の子であることが不可能である場合しかできない。

(2) 子が婚姻締結後一八〇日目の前に生れた場合、母の夫が裁判所の前で、自らの父性を否認しただけで充分である。しかし、もし夫が子の母と、子の出生まで一八〇日以上の時日の経過したときに、又は、三〇〇日の経過がたない間に、性交を行い、又は、婚姻を結んだときに彼女の懐妊していたことを知つた場合には、前段は適用されない。

* 本法一〇四条、民法一二二条。

第五十九条 (1) 夫は母と子が両方生きている場合、両者にたいして父性を否認できる。片方が生存していない場合でも、他方にたいして否認することができる。子も母も生きていないときは夫はその権利をもたない。

(2) 母も子が生れて六ヶ月以内にその夫が子の父であることを否認できる。ここには夫の否認権が準用される。

* 本法五八、一〇四、民法一二二条。

第六十条 もし再婚した母の後の夫が子の父でないという有効な判決がされた場合には、前の夫がその父性を否認するための六ヶ月の期間というのは、当該有効な判決を知つた日から始まるものとする。

* 本法五八、一〇四条、民法一二二条。

第六十一条 (1) 両親の一致した宣言によつて父と決定された男

は、自分がその子の父であることが不可能であり、且つ、その父性がさきのように決定されて六ヶ月未満であるか、又は、少くとも子が生れて六ヶ月までに、自己の父性を裁判所の前で否認することができる。

(2) 子供の母も同じ期間において、両親の一致した宣言によつてその父性を決定された男が子供の父であることを否認できる。

(3) 五七条二項と五九条二項の規定はここでも準用される。

* 本法五二、五七、五九、一〇四条、民法一二二条。

第六十二条 (1) 片方の親によつて父性を否認できる期間が尽きた場合であつてなお社会の利益がそれを要求する限り、検事総長は父や母や子に対し父性の否認を申立てることができる。

(2) 何れかが生存していない場合検事総長は残りの者に対して父性の否認を申立てることができる。何れも生きていない場合には当該事務を委嘱された後見人にたいして申立てることができる。

* 本法五七、五九―六一一条、民法二九条、民訴一九二条。

第四章 養子

第六十三条 (1) 養子により養親と養子との間には親子関係と同一の関係が成立し又養子と養親の親戚との間は親戚関係が生ずる。養親は養子の教育について親の権利と義務とをもつ（三二条～三七条）。

(2) 養親の申立により養子縁組を裁判所が決定する。

* 本法三二条以下、民訴一八一条以下。

第六十四条 (1) 子と社会のためになるような養子縁組を、自らの生活態度によつて保障するような市民のみが養親となることができる。

(2) 法律行為の能力をもたぬものは養親となることができない。

* 本法七九条一項、民法八条、政令六条(一)、一〇条(1)(一)、民訴一七八条(2)、一八三条。

第六十五条 (1) 養親と養子との間には適当な年齢差がなければならぬ。

(2) 養子は未成年者のみ、しかも養子にとり有利な場合にのみできる。

* 民法八条。

第六十六条 (1) 子供を共通の養子とするのは、夫婦にのみできる。

(2) 養親が配偶者である場合、他方配偶者の同意のあるときのみ養子とすることができる。但し、他方配偶者が法律行為の能力をなくした場合、又は、その同意が重大な障害のため得がたい場合、その同意を要しないものとする。

* 本法七四条二項、民法一〇条。

第六十七条 養子には養子となるべき子の法律上の代理者の許可を要する。もし子じしんが養子となることの効果を判断

できる場合その同意も必要であるが、しかし、その同意は養子となる目的を妨げるものであつてはならない。

* 本法三六、三七、六八、七八、八三条。

第六十八条

(1) 養子となるべき子の法律上の代理者がその子の親である場合であつて、次の各号に当たるときはその許可を要しない。

(a) 親が少くとも一年間にわたり親として子供に示すべき真の関心を示さない場合。

(b) 親が特定の養親をとわず前以て養子に同意している場合。事前の同意は口頭により裁判所又は国民委員会の前で議定書に書き入れられうる。

(2) 前項の場合でも、養子手続においては、子に当てられた後見人の許可が必要である。

* 本法四節、三三条以下、六八条二項。

第六十九条

(1) 裁判所によつて養子についての決定がなされるよりも前に、子は少くとも三ヶ月にわたつて将来の養親の経費により将来の養親の監護の下にいななければならない。(2) 前項の措置は施設が郡国民委員会との話し合いのもで行う。ただ裁判所の決定によつて施設の監護をうけている子についてのみは、裁判所がその措置をとる。この措置にたいする法律上の代理者の同意については、六七条、六八条の規定が適用される。

* 政令七、一〇、一三、一四条。

第七十条

裁判所は、医師の診断書にもとづいて養親と養子の健康状態が養子の目的に矛盾しないかを確かめねばならない。その確認の結果を養親と養子の代理者とに通知し、かつ養子の目的と内容と効果について教示するものとする。

* 本法六四条、民訴一八三条。

第七十一条

養子は養親の姓をうける。夫婦の共通の養子は当該夫婦の他の子に決定された姓をうける。

* 本法三八条、民訴一八四条。

第七十二条

(1) 養子によつて養子となつた子と曾ての家族との間の相互の権利と義務とは消滅する。又親に代つて当権利と義務を執行するために委嘱された後見人の権利と義務も消滅する。

(2) もし養子の片方の親の配偶者が養親となつた場合、養子縁組は、養子となつた子供と当該親や親戚との関係を変えらるものではない。

* 本法三二条以下、七八条以下、八五条以下。

第七十三条

(1) 解除をゆるさぬ養子を除いて、養子は裁判所により重要な理由がある場合にのみ、養子又は、養親の申立によつてのみ解除できる。

(2) 養子が成年者となつた場合、養子と養親との話し合いにより養子を解除できるが、この話し合いは裁判所の前で構成されねばならない。

(3) 養子縁組の解除により、養子となつた子供と元の家族の

間には再び相互の権利と義務が成立する。養子は再び元の姓をうける。但し、裁判所が予めの調査により親がその権利を正しく行うことができないことを確認したときは同時に必要な措置をとるものとする。

* 本法七四条三項。

解除を許さぬ養子

第七十四条 (1) 養子は、裁判所が養親の申立により養親を戸籍簿に養子の両親の代りに書き入れる決定をする形式でも行いうる。

(2) この形式の養子は、夫婦のみ、又は、養子の片方の親と夫婦関係を結んだ配偶者にのみ許される。

(3) この養子縁組は解除することができない。

* 本法六六、七三条、一九四九年法第二六八号（一〇条(d)）。

第七十五条 養子は一才以上の未成年者についてのみできる。

* 本法六五条二項。

第七十六条 解除を許さぬ養子は、養子が再び養子となることを妨げない。

第七十七条 養親が戸籍簿上養子の親の代りに書き入れられる決定は、事後的に養子が成年人にならぬ限り、裁判所により行なわれうるが、それはさきの規定により行なわれた養子の場合でもできる。もし養子手続の中で、養子を審問しなかつた場合、この決定をするために養子の同意は必要でない。

* 本法六七条、一九四九年法二六五号六三―六九条、養子規定の変更に關する一九五八年法一五号、民訴一八一条以下。

第五章 その権利と義務を遂行できない親の未成年

者の教育と代理

第七十八条 (1) もし未成年者の双方の親が死亡したとき、又は親の権利を排除されたとき、又は、全範囲における法律行為の能力をもたないときには、裁判所は、当該未成年者を教育し、代理し、親の代りにその事務を管理すべき後見人を決定する。

(2) 後見人の役目は光榮ある義務である。

* 本法三二条以下、四四条、民法八条、民訴一七八条。

第七十九条 (1) 前条の後見人たるの役目は、何よりも子と社会の利益となるようにその役目を遂行するであらうと、その生活態度が保障しているような、未成年者の親戚に委嘱される。

(2) もしそういう親戚がない場合、裁判所は、本役目を上述の条件をみたす他の市民又は国民委員会に委嘱することができる。

(3) 裁判所は必ず国民委員会の意見を聞いた上で決定しなければならぬ。

* 民法一一六、一一七条、政令七、十條(1)(イ)、民訴一七八条二項。

第八十条 (1)後見人はその役目を正しく果すことについて社会

に対して責任をもち、裁判所の定期的検査をうける。

(2)未成年者に関するあらゆる重要な決定は裁判所の同意を要する。

* 民訴一七八条一項、一七九、一八〇条。

第八十一条 (1)未成年者の教育は健全な意識的な市民に成長す

るように学校や社会团体や国家机关の協力のもとで行なわなければならない。

(2)他面でも、後見人と未成年者については、親と子との権利と義務についての相当の規定が準用される。

* 本法三〇、三三以下、七八条、民訴一七八条一項。

第八十二条 裁判所は重大な理由があるときは、申立がなくとも後見人を解任することができる。

* 民訴一七八条二項。

第八十三条 (1)裁判所は他の理由により、必要がある場合には、

未成年者の権利の保護のために後見人を決定する(三七条三項、六八条二項)。

(2)この場合には国民委員会も後見人とされうる。

* 本法二六、二八、三七(2)、六八条二項、民訴七三(3)、一七六(2)、一九二条一項、政令七、一〇(1)(a)、一三条。

第八十四条 裁判所は、後見人の権利と義務の範囲を、未成年

者の利益の保護を完全に保障するという後見人決定の目的にてらして決定するものとする。

* 本法四五条と比較せよ。

第三部 扶 養

第一章 親子の相互の扶養義務

第八十五条 (1)親の子に対する扶養義務は、子供が自ら生計を

営むことができるようになるまで存続する。

(2)親はそれぞれその能力と可能性に応じて子の扶養を負担するものとする。

(3)親の扶養義務の範囲を決定する場合、各々がどの程度まで一身的に子供を世話するかを考慮する。もし親が共に生活する場合親の共通の家事にたいする負担をも考慮する。

* 本法一九、二六(3)、二九、三三、六三、八七、九六、九九、一〇〇条、刑法二二三条。

第八十六条 (1)未成年者の子供の親が別々に生活する場合、裁

判所は彼らの扶養義務を決定し、又は、彼ら自らきめた扶養負担の協定に同意を与える(五十条)。

(2)親が共に生活しているのに何れかの一方が未成年者の子に対する自分の義務を好んで果そうとしない場合にも、裁判所は同様な手続をとる。

(3)成年者の子の扶養は申立に基いてのみ裁判所が決定する。

* 本法五〇条、民訴八〇、八一、一七六条、政令三条。

第八十七条 (1)自ら生計を営むことができる子は、必要な場

合、自らの親に対して相当の扶養を保障しなければならない

い。

(2) 子はそれぞれ自己の能力と可能性、及び他の子の能力と可能性の割合に応じて前項の扶養義務を果すものとする。

* 本法三五、九六条。

第二章 他の親戚の間の扶養義務

第八十八条 (1) 直系尊属と直系卑属とは相互に扶養義務をもつ。

(2) 直系卑属が自己の扶養義務を果し得ない場合、その扶養義務は直系尊属に移る。より遠い親戚は、ただ、より近い親戚について扶養義務が果されない場合にそれを負うものとする。

* 民訴一一七条。

第八十九条 同程度の親戚関係の者多数がいる場合には、自己

の能力と可能性及び他の者の能力と可能性との割合に応じて各人が扶養義務を果すものとする。

第九十条 扶養の権利がそれを受くべき者に生ずるのは唯絶対に必要な場合のみである。

* 本法九六条。

第三章 夫婦間の扶養義務

第九十一条 (1) 夫婦は相互に扶養義務を負う。

(2) 一方の配偶者がある扶養義務を果さない場合、裁判所は他方の配偶者の申立により扶養義務の範囲を決定する。その際、共通の家事に対する負担を考慮する。扶養義務の範囲は両配偶者の物質的、文化的水準が原則として同程度に

あるように決定する。

(3) 夫婦間の扶養義務は子に対する扶養義務に先立つものとする。

* 本法第六節、一八、一九、三五、八七、九六条。

第四章 離婚された配偶者にたいする扶養の負担

第九十二条 (1) 自ら生計を営むことのできぬ離婚された配偶者

はもとの配偶者より必要な扶養を本人の能力と可能性に応じて請求できる。当事者の協定が成立しない場合には一方の申立により裁判所が扶養負担の程度を決定する。

(2) 前項の扶養義務は子の親に対する扶養義務に先立つものとする。

* 本法二四、二五、九六条。

第九十三条 扶養の負担を支払う義務は離婚後最長五ヶ年続く

ものとする。この義務は例外的な重大な理由があるときは延長できる。当該期間が経過した後離婚された配偶者が自から生計を営むことができない場合には、無期限にされることもある。

* 本法二四、二五、九六、九九、一〇六条。

第九十四条 扶養を負担せしめる権利は、権利者の配偶者が再

婚し、又は義務者の配偶者が死亡する時に消滅する。

* 本法一以下、二二条、民法七条二項。

第五章 未婚の母親に対する一部経費の支払と扶養の

負担

第九十五条 (1)子の母と決定していない子の父は母の二十六週

間の扶養に対して相当の負担をしなければならないし又、妊娠と出産に要した経費を負担しなければならない。

(2)前項の経費の支払について、及び、子の二十六週間の扶養を保障するために、裁判所は、妊婦の申立に基き、父性の確率の高い者に対し必要な金額を予め提供させることができる。

(3)第一項及び第二項による前述の経費の支払を要求する権利は出産日より三ヶ年間で時効となる。

* 本法九六(1)、九八条、民法一〇〇条。

第六章 共通規定

第九十六条 (1)扶養金の決定に当り裁判所は権利者の理由ある

必要性、義務者の能力と可能性を考慮に入れる。義務者の能力と可能性は義務者が重大な理由がないのに有利な職業につき、ある財産的利益をうけることを放棄する場合にも裁判所により考慮される。

(2)社会主義社会の道徳的原理と矛盾するような扶養金はみとめ得ない。

* 本法前文、六節、八五条二項。

第九十七条 (1)扶養金は常に先の一ヶ月分を事前に平均した定

額の金額で払はなければならない。

(2)扶養金額請求権は協定によつてのみ相互の債務と相殺することができる。しかし、未成年者の子供に対して提供さ

るべき扶養金額請求権についてはさきの相殺は許さない。

* 民訴一六二、一六三条、民法九八条。

第九十八条 (1)扶養金の権利は時効により消滅しない。しかし

扶養金は裁判所における訴訟が開始された日以後においてのみ認められる。未成年者の子に対する扶養金の場合、訴訟が開始された日より最大三年前からのみ認めうるものとする。

(2)扶養金の個々別々の繰返さるべき支払をうける権利及び本法に基く金銭的支払を受ける権利は時効にかかるものとする。

* 本法一〇四条、民法一〇〇条以下、民訴七九条以下。

第九十九条 (1)事情の変更が生じたときは、裁判所は申立がな

くとも、未成年者の子のための扶養金についての決定又は協定を変更することができる。この変更が既に支払われた当該扶養金の消滅、又は低減となる場合であつても既に消費されたものについては返済せしめないものとする。

(2)未成年者の子供の扶養金でない限り、その変更と消滅は申立に基いてのみできるものとする。

* 本法二八条、民訴八〇、八一、一六三条二項。

第一百条 他の保障を受けていない未成年者に対して国民委員会

は、特別の規定によつて決定された金額の定期的扶養金を提供するものとする。重大な理由により必要あるときは、当該扶養金を子供が二十五才になる迄提供することができる。

る。

* 本法一〇一、一〇二条、政令一九条。

第一百一条 他人の扶養義務を完全に、又は部分的に果した者は本人に対してその果した支払を請求することができる。

この規定は、権利者と社会の利益のため国民委員会が扶養金を提供した場合にも準用される。

* 本法一〇〇条、政令一九条。

第一百二条 国民委員会は扶養金を提供した後、裁判所の判決によつて扶養金の金額が決定された場合にはその決定により

権利を得た者の権利を、提供した金額の範囲で請求できる。

第一百三条 裁判所が子供を施設の教育又は保護的教育に入れるように決定したときは、親の扶養義務の範囲を決定するその枠内で治療費を規定する。

* 本法四五条二項、政令一四條。

第四章 総括規定

第一百四条 本法に特別の規定のない場合は民法の規定を準用する。

* 本法二一条、三四条二項、三七条、五一条以下、八八条、九九条等。

第一百五条 婚姻関係の継続中に夫婦が入手したものに對する個人的不可分の所有権となるか又は共通の所有者となるかは、民法がその事実と方法を規定する(民法一四三条と一五一条、一七五条と一七八条、二一四條と二一六條)。

第一百六条 本法が有効となる以前になされたところの、離婚配

偶者間の相互の扶養義務を決定した協定や裁判所の決定は一方の配偶者の申立により、本法と矛盾した部分を変更、排除しうる。

* 一〇九条、一九四九年法二六号三四条。

第一百七条 従来の規定により行なわれた養子は養親を両親に代つて戸籍簿に記入した場合を除いてすべて本法の六十三條

ないし七十三條の規定による養子とされる。

* 一九四九年法二六五号六三條以下一九五八年法一五号。

第一百八条 次の法は消滅する。(1)家族法に関する一九四九年法

第二六号(2)特定の民事法律事項の一般的变化に関する一九四九年法二六六号(3)夕国人との婚姻の成立に関する一九五

一年法第五九号、(4)青年の社会的保護に関する一九五二年法第六九号(5)離婚規定の変更に関する一九五八年法第一

五号。(6)養子規定の変更に関する一九五八年法第一五号

(7)青年の社会的保護に関する法律を消滅せしめた一九五二年法七〇号司法省令(8)子供の手当と保護的教育に関する一九五五年法第五八号国会幹部会決定、(9)青年保護局の権限

を国民委員会の執行機関に移行することについての一九五六年法七三号政令。

第一百九条 本法は一九六四年四月一日より有効とする。

* * * * *

少年の監護についての国民委員会の課題に関する一九六四年三月二五日付第五九号政令（参照条文を付す）

チェコスロバキア社会主義共和国政府は国民委員会に関する一九六〇年法第六五条二項三項ならびに家族に関する一九六三年法第九四号によって次の通り命令する。

基本規定

第一条 国民委員会は、その一貫した活動によって、少年の全面的な身体的・精神的発展に必要な監護を保障し、少年の権利の実現を援助するものとする。

* 憲法二六節三項、家族法基本原則五節、アパートについての経済に関する法律第一条。

第二条 国民委員会は、教育の責任をもつ両親又は他の人が、正しく少年を監護し、それを容易にするような条件をつくるように努めるものとする。特に、入学以前の教育的施設を建設し、職をもつ両親、とりわけ職をもつ母親にとって有意義な奉仕を準備するものとする。

* 家族法四一条、四三条、四七条、一〇〇条、一九六〇年第二一号政令八条。

第三条 国民委員会は少年の行動ばかりでなく、少年の教育に責任をもつ者の行動に対しても、更にまた、少年の通学条件に対しても相当の教育的・道徳的手段によって、社会主義社会の

道徳的原理と一致するように、影響を及ぼし、前述の人達が少年に対して正しく義務を果し、少年のよい模範となるように影響を及ぼすものとする。

国民委員会は、その際とくに自己の担当している成人教育施設や文化施設を利用するものとする。

* 家族法五節、四一条、四三条、一九六〇年法七一号政令一条、八条、二一条。

第四条 国民委員会は、少年が家庭や職場や娯楽場所で害を受けないようにするものとする。特に少年を有害な影響から守ることに特別の注意を払うものとする。

第五条 (1) 自らの課題を遂行するため、国民委員会は、学校その他労働組合、青年団その他の社会団体、経済団体と密接に協力するものとする。

(2) 国民委員会評議会は、国民委員会の分科会や別科が少年に関する業務について、学校、文化科（少年科）と密接に協力しあうように保障するものとする。

* 憲法八七節、国民委員会法五、一五、二五条、一九六〇年七一号政令一、八、二一条。

地区国民委員会の課題

第六条 地区国民委員会は、

- (イ) 緊急な場合子供に対し遅滞のない援助をなし、
- (ロ) 両親や、少年の教育および通学上職業上の条件に責任をもつ第三者又は国家機関によって正しい監護をうけていない少年

のために干渉し、とくに崩壊した家庭やアルコール酩酊者の家の少年に注意を払い、

(イ) 少年にアルコール飲料を提供したり販売したりすることのないように監視し、その教育責任者の監督なしにアルコール類を提供する公衆家屋に立入ることのないように監視し、又、十六才以下の少年が成年のために催されるダンス・パーティに立入らないように監視し、

(ニ) 映画・演劇・音楽会・スポーツ競技について少年の入場の許可の有無に関する規則が守られるように監視し、

(ホ) 裁判所その他の国家機関に対し、少年の業務に関する手続や決定にとり重要な事業を報告し、又は、少年の後見人として適当な者を推せんし、

(ハ) 国民委員会に対して、適当な人物を養親として推せんし、少年科の嘱託を推せんし、又両親の教育に代えて教育施設に少年を収容すべき事案を報告し、

(ト) 裁判所又は郡国民委員会によって決定された保護的・教育的処分の遂行に協力し、その効果を検査し、施設による出所後の教育条件を調査し、さきの教育から釈放された少年や、懲役刑を満了して釈放された青年の生活条件を監視するものとする。

* 家族法四五、六四、七九、八三、一〇〇条、国民委員会法一五条(1)①、一九六一年七一号政令一、八、二一条、刑法八四—八六条。

地区国民委員会の教育的措置

第七条 (1) 少年の行動が不当であり、又は両親あるいは少年の教育に責任をもつ第三者がその義務を懈怠し、又は、両親又は

第三者が少年の教育を害するときは、地区国民委員会は当該事案のあらゆる条件を調査し、当事者と面談する。面談のみにては反省をもちやすことができないか、又は、社会の利益がそれを要求するときは、国民委員会は、

(イ) より重大でない場合、その行動によって事件の原因となつた者を譴責し、又は職場における社会団体が譴責するように要求する。

(ロ) より重大な場合、又は行なわれた譴責が無駄であった場合、関係当事者を観察にふすことができる。裁判所の処理した少年事件に関しては、裁判所からこの処分を依頼された場合においてのみ国民委員会は観察処分を行ないうる。

(2) 地区国民委員会は、少年科の嘱託、又は他の適当な者に後見を委嘱する。この委嘱を受けた者は、学校、住居、職場にある社会団体と協力して、一貫して少年の行動と少年に対する監視を監視する義務をもち、少年に対して教育的な影響を及ぼし、必要があれば少年の利益となるようなその他の措置を国民委員会に提案する。

(3) 譴責又は観察を決定したときは、文書をもって国民委員会は、その少年の法定代理人、裁判所、郡国民委員会に報告するものとする。

* 本政令一八条、家族法四三条、一九六〇年法第九一号政

令一条二条、三項について家族法三七、四五、六三、七八、八三条。

第八条 地区国民委員会と都国民委員会は少年の監護に関する課題の遂行を定期的に総括するものとする。その活動について郡国民委員会に対して毎年度の報告を提出するものとする。

* 家族法四七条。

郡国民委員会の課額

第九条 郡国民委員会は、少年の監護に関する地区国民委員会の活動を監督し、検査し、その活動が社会団体や経済団体のこの分野での調和を保つようにつとめる。

* 憲法八七節、国民委員会に関する法律五、一三、一五、一六条。

第十条 (1)郡国民委員会は、他の段階の国民委員会の権限にはいらないような場合のすべてにおいて、少年に対して監護を行なうものとする。特に、

(イ)個人を少年の後見人とすることが不可能であるか、或は、合理的でない場合には、後見人の機能を果し又は、後見人がその役目を行なうことができるまでのその機能を果し、又は、少年の利益にとり放置しておくことのできない措置をなし、

(ロ)青少年にたいする刑事裁判に参加し、

(ハ)裁判所にたいして、施設による教育又は、両親の権限或は停止を申立て、

(ニ)両親の教育に代わる教育施設に子供を收容し、又は場合に

より集団的教育施設に少年を收容するように斡施し、

(ホ)少年に関する事件において、申立てられ又は予定されている処分適切性や効果について裁判所に対して自らの意見をのべ(民事訴訟法一七八条二項)場合によっては手続や決定について意味をもつ事実を通知し(民事訴訟一二八条二項)、

(ヘ)養親となる資格のある個人を登録し、養子となるべき子を登録し、少年のため一番有利な養子縁組ができるように図り、

(ト)少年の監護のための少年科嘱託グループを組織し、その成員を訓練する。

(2)郡国民委員会は都国民委員会にたいしてその都の区域の少年の監護を依頼することができる。

* 一項(イ)について家族法七九、八三条、(ハ)、(ニ)について家族法四五条、(ヘ)について家族法六四条、(ト)について本政令一八条。

第十一条 郡国民委員会は、

(イ)両親や他の人の教育に依嘱された少年の発達を調査し、

(ロ)教育になじまない少年を登録し、

(ハ)条件が満たされたときは裁判所にたいして施設による教育のとりやめを申立て、

(ニ)施設による教育或は保護的教育から釈放された少年、又は懲役刑から釈放された青年が学校に受け入れられ、又は適当な実習関係や就職関係に入れるように配慮する。

* 家族法四五条。

第十二条

(1) 郡国民委員会は少年、両親、少年の教育に責任をもつ第三者、国家機関にたいして勧告すること、とくに、教育の問題、父性決定事件に関する問題に関して勧告する。又、少年の扶養に対する請求、未婚の母親の扶養や妊娠出産経費支払の請求、疾病給付金、社会保障関係の金銭給付やその他の給付の請求に関して援助する。又事件の性質から理由あるときは、少年の代理人として必要な書類を作り、少年のために裁判所その他の国家機関と交渉し、少年のために社会団体に介入し、直接裁判所、弁護士相談所、検察官、その他の国家機関による援助を斡施するものとする。

(2) その方が条件が有利となる場合には、郡国民委員会は第一項の課題の遂行について郡国民委員会に依頼することができる。

* 一九六〇年法九一号政令一、二条、家族法三〇、三一、五四、八五、九五、一〇〇、一〇三条、一九五九年法一六号の準用による一九五六年法五四号三〇―三九条、一九六四年法第一〇三号三四、三五条、一九五九年公文書集第七四号労働組合中央評議会布告。

郡国民委員会の教育的措置

第十三条

(1) 少年の正しい教育という社会の利益から必要なとき、しかも、地区国民委員会が末だに執行をしない場合には、郡国民委員会も第七条による諸措置をとることができる。とくに重大な場合に少年を有害な影響から保護しなければならぬ場合には、少年に対して適当な制限を加えることができぬ。例

えば、適当でない家屋や企業、娯楽施設への立ち入りを禁止することができる。これらの諸措置については、裁判所、地区委員会、場合によっては学校や企業に通知する。

(2) 裁判所がとりあげている少年事件に関しては、郡国民委員会は、唯裁判所から当該事件の取調と措置を依頼された場合においてのみ、前項の措置をとることができる。

* 家族法四三条。

両親の教育に代る教育施設への収容

第十四条

遅滞なく両親の教育に代るような施設の中に少年を収容しなければならぬ場合、例えば、少年の監護をする者が誰もいないとか、現在の環境が子供の発達にとって重大な危機をもたらししているとかなの場合には、郡国民委員会は、地区国民委員会の協力の下に応急措置として、子供に有利な条件や全面的に健全な発展を保障しているような家庭又は施設に収容するものとする。この措置をとった場合、郡国民委員会は裁判所に通知し、裁判所は事後に決定を行なうものとする。

* 家族法四二②、四五、四六条。

少年科

第十五条

(1) 郡国民委員会は学校文化科附属として少年科を設置する(一九六〇年七一号政五三条四項)。

(2) 少年科の科長と副科長は郡国民委員会の議員、学校文化委員の中から選ばれる。少年科の事務長と書記は少年部の学校文化科委員から選び、それ以外の科員は課題に応じた員数で、地

料 区国民委員会の提案により、少年の教育に功績を重ねてきた他
資 の市民を選ぶ。郡国民委員会は、この科の委員の中に一人の青
少年専門医と一人の教育学者がふくまれるように配慮する。

(3)問題として取り上げた事件の性質からして必要があるときは、少年科は、学校、裁判所、検察庁、保健センター、企業、人民自警隊、社会団体などの代表者を討論に参加させるものとする。

* 国民委員会法三一条以下、一九六〇年政令七一号五三条

第十六条 郡国民委員会は少年科に原則として次のことを依頼する。

(イ)十九条による扶養金の決定、

(ロ)十三条による措置の決定、

(ハ)施設による教育又は保護的教育の裁判所への申立、

(ニ)両親の権利の制限又は停止の裁判所への申立、

(ホ)少年の監護についての課題を地区国民委員会、市国民委員

会がいかに果しているかの検査、及びその活動改善のための措置、

(ヘ)少年科嘱託グループの監督、

(ト)学校文化科への提案と自己の活動報告。

* 政令一三、一八、一九条、家族法四四、四五条。

少年科専任

第十七条 郡国民委員会の少年に対する監護の課題は、その

他の機関の権限に属していない場合には、専任としての活動家

(少年監督官や社会団体嘱託)によって果される。その員数は、

郡の大きさと人口と社会的階層構成、その他課題の範囲や困難

さに影響する他の条件を考慮してきめられる。

少年科嘱託

第十八条 (1)少年に対する監護についての課題を有効かつ早

急に果すために、郡国民委員会は少年科嘱託グループをつくる

ものとする。このグループの構成員は、その個人的性質、経

験、少年への態度がまかされた課題を認識深く果すことを保障

しているようなそういう市民から選ぶものとする。任命するに

当っては、郡国民委員会は、地区国民委員会の提案を参酌し、

市民委員会や社会団体とも協議する。

(2)少年科嘱託は両親や第三者が子供への義務をいかに果して

いるかを確かめ、義務遂行の障害となっているものを排除する

ようつとめ、検査を行ない、又少年に対する監護につき郡国民

委員会にまかされている他の課題を果すものとする。

(3)嘱託の活動区域は、嘱託がその土地柄を詳しく熟知してい

るといふような知識や、彼の都市なり職場なりについての知見

が利用されるように、即ち、本人の有効な且つ経済的な活動が

できるように、本人の所属地区にとらわれることなく本人中心

にきめるものとする。

(4)郡国民委員会は嘱託に対してその任命証書を交付するもの

とする。

* 家族法四一、四七、七九、八三条。

扶養金

第十九条 (1)少年の監護が適当に保障されず、特に扶養義務

者又は集团的な教育施設によって提供されていず、しかも少年が自らの手に充分な収入も財産もない場合には、郡国民委員はその子に対して月額三〇〇コロンまで定期的に支給する。

(2) 扶養金は満十五才になるまで支給することができる。もし十五才を起えた子供が将来の生業のため正規の学校で訓練をうけている場合、又は、病氣、精神的欠陥のため自らの手で生計を維持できないとき、この扶養金を最高満二十五才まで支給することができる。

(3) 本条の扶養金を受けている少年が第三者にたいして裁判所の決定に基く扶養金請求権をもつ場合は、この請求権は前項によって支給された扶養金の金額の限度において国家に移転するものとする。支給された扶養金の回収は郡委員会によって請求される。

* 家族法一〇〇—一〇二条。

地方国民委員会の課題

第二十条 地方国民委員会は、

- (イ) 郡国民委員会の少年にたいする監護を監督指導し、
- (ロ) 教育的側面から青年の刑務所や青年に対する懲役刑が執行されている現場を検査し、その執行について当施設の指導機関や検察機関と協力する。

(ハ) 養子にふさわしい少年を全地方において登録する。

共通規定と総括規定

第二十一条 施設による教育と保護教育の実行、少年の施設による教育又は保護的教育は文部省管轄下の教育施設において

実行される。少年の精神的・身体的状況から必要があるときは、厚生省管轄下の施設又は国立社会保障局管轄下の施設の中で行なわれる。詳細は文部大臣が厚生大臣と国立社会保障局と協議して決定する。

* 家族法四五条二項、本政令二四条。

第二十二条 少年の監護に対して責任をもつ者の権限、国民委員会の役員や書記、少年科囑託、検査被依頼者はそれぞれ自己の課題を遂行するに当り、アパート、学校、職場に少年を訪問し、少年に対する監護の状態を検査し、又あらゆる関係者から必要な説明を求める権利をもっている。

* 家族法四八条。

第二十三条 外国にたいする関係、涉外に関する少年の法的保護は司法省管轄下の国際青少年保護局が行なう。

第二十四条 (1) 本政令の意味における少年とはすべての未成年者をいう。
(2) 少年科の協議に参加させた者（一五条三項）については、

一九六〇年法一八九号政令の援用についての国民委員会議員のある条件の改善に関する一九六〇年法六六号政令七条の規定が準用される。

* 一項について民法八、九、二七、三八、四二二、四七九条、家族法二六、三六、五〇、六五、七五、七八、八五、八六、九九、一〇〇条。

第二十五条 本命令は一九六四年四月一日から発効する。